

議案第72号

西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月27日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

西脇市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長、副市長等の給料の額及び議会議員の議員報酬の額の改定を行うため。

西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成17年西脇市条例第47号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第3条 市長等の給料は、次のとおりとする。 市長 月額 <u>948,000円</u> 副市長 月額 <u>772,000円</u></p>	<p>(給料)</p> <p>第3条 市長等の給料は、次のとおりとする。 市長 月額 <u>921,000円</u> 副市長 月額 <u>750,000円</u></p>

(西脇市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第2条 西脇市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（平成17年西脇市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第3条 教育長の給料の月額は、<u>676,000円</u>とする。</p>	<p>(給料)</p> <p>第3条 教育長の給料の月額は、<u>665,000円</u>とする。</p>

(西脇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 西脇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年西脇市条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 議長等の議員報酬は、次のとおりとする。 議長 月額 <u>479,000円</u> 副議長 月額 <u>420,000円</u> 議員 月額 <u>381,000円</u></p>	<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 議長等の議員報酬は、次のとおりとする。 議長 月額 <u>465,000円</u> 副議長 月額 <u>408,000円</u> 議員 月額 <u>370,000円</u></p>

(西脇市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第4条 西脇市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（令和2年西脇市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(給料) 第3条 管理者の給料の月額が、 <u>772,000円</u> とする。	(給料) 第3条 管理者の給料の月額は、 <u>750,000円</u> とする。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。